

第3回定例北見市教育委員会会議録
(平成31年3月1日開催)



(平成31年第3回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会

平成 31 年第 3 回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 1 日 (金)
開 会 午後 3 時 00 分
閉 会 午後 3 時 18 分
2. 場 所 北見市端野総合支所 2 階 大会議室
3. 教育長 教育長 志 賀 亮 司
出席委員 教育長職務代理者 浪 岡 康 二
委 員 坂 口 廣 典
委 員 那 須 美由紀
委 員 堀 澤 美 貴
4. 出席職員 学校教育部長 伊 藤 智 則
学校教育部次長 皆 川 毅
社会教育部長 佐々木 賢 一
社会教育部次長 塩 浜 浩 二
指導室長 小 野 朋 之
端野教育事務所長 森 谷 幹 生
常呂教育事務所長 須 藤 勇 一
留辺蘂教育事務所長 椎 名 一 美
学校教育部主幹 深 瀬 憲 永
指導室主幹 尾 島 康 人
総務課長 阿 部 実
学校教育課長 宮 川 真 一
生涯学習課長 武 田 多 市
スポーツ課長 三 上 剛
文化財課長 平 田 喜代実
北見市中央公民館長 水 野 慎 吾
北見市立中央図書館長 佐 賀 高 広
端野教育事務所生涯学習課長 加 藤 雅 明
常呂教育事務所生涯学習課長 桑 島 直 樹
留辺蘂教育事務所生涯学習課長 大 林 清 司
- 会議録作成者 大黒谷 朋 一

欠席職員	指導室主幹 学校給食課長	秋山康則 武山晃己
------	-----------------	--------------

5. 傍聴者 なし

6. 議 題	議案第1号	学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について
	議案第2号	北見市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について
	議案第3号	北見モイワスポーツワールド管理規則の一部を改正する規則について
	議案第4号	北見市民温水プール管理規則の一部を改正する規則について
	議案第5号	北見市民スケートリンク管理規則の一部を改正する規則について
	議案第6号	北見市武道館管理規則の一部を改正する規則について
	議案第7号	北網圏北見文化センター管理規則の一部を改正する規則について
	議案第8号	北見市立図書館管理規則の一部を改正する規則について
	議案第9号	北見市ところ遺跡の森管理規則の一部を改正する規則について
	議案第10号	北見市留辺蘂町体育館管理規則の一部を改正する規則について
	議案第11号	北見市留辺蘂町格技場管理規則の一部を改正する規則について
	議案第12号	北見市留辺蘂町八方台スキー場管理規則の一部を改正する規則について
	議案第13号	北見市留辺蘂町八方台森林公園管理規則の一部を改正する規則について
	議案第14号	北見市留辺蘂町旭運動公園総合グラウンド管理規則の一部を改正する規則について
	議案第15号	北見市入学準備金貸付内定者の決定について

※議案第15号については、プライバシーに関する案件のため、非公開で審議する。

平成 31 年第 3 回定例北見市教育委員会議事録

(平成 31 年 3 月 1 日開催)

教育長 (志賀亮司) 「ただいまから、平成 31 年第 3 回定例北見市教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録作成者に大黒谷総務係長を指名いたします。

次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願いいたします。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「なしとの発言でありますので、会議録は作成のとおり決定いたします。

次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。署名委員には、浪岡委員、堀澤委員の両名を指名いたします。

次に、教育行政について報告を求めます。なお、説明、答弁については着席のままでの発言を許します。」

学校教育部長 (伊藤智則) (学校教育行政執行報告)

社会教育部長 (佐々木賢一) (社会教育行政執行報告)

教育長 (志賀亮司) 「ただいま報告のありました教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 (那須美由紀) 「社会教育部のほうで、2月2日と9日にもそれぞれ温根湯小学校と若松小学校で土曜学校が開催されているのですけれども、こちらの内容や参加状況も教えていただきたいと思います。」

教育長 (志賀亮司) 「暫時休憩いたします。」

教育長 (志賀亮司) 「休憩を閉じて、会議を開きます。
事務局の説明を求めます。」

社会教育部長 (佐々木賢一) 「那須委員よりご質問いただきました、温根湯小学校及び若松小学校での土曜学校の実施状況につきましては、後ほど資料をお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。」

教育長
(志賀亮司) 「ほかにご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了します。
次に、本日提案されております議案の審議に入りますが、協議案件として、議案第 15 号、北見市入学準備金貸付内定者の決定についてが追加提案されております。

この議案第 15 号につきましては、プライバシーに関する案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きにより、非公開で審議することといたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は非公開で審議することに決しました。

それでは、本日提案されております議案の審議に入ります。はじめに、議案第 1 号、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。」

学校教育課長
(宮川 真一) 「議案第 1 号、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定についてご説明申し上げます。議案書 1 ページから 2 ページでございます。

本件にかかわりましては、平成 30 年の第 11 回定例教育委員会において、コミュニティ・スクールの導入に向け、北見市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について承認をいただいたところですが、議案書 2 ページに記載の小学校 21 校、中学校 13 校、あわせて 34 校から、本規則に基づき学校運営協議会の設置申請がありましたので、当協議会設置の指定につきまして教育委員会の承認を求めるものでございます。なお、相内小学校と相内中学校及び留辺蘂小学校と留辺蘂中学校においては、それぞれ小・中学校に一つの協議会を共同で設置する旨の申請となっております。

以上でございます。」

教育長 (志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。次に、議案第2号、北見市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてないし議案第14号、北見市留辺薬町旭運動公園総合グラウンド管理規則の一部を改正する規則についてまでの議案13件については、関連がありますので一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。」

学校教育課長 (宮川 真一) 「議案第2号、北見市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。議案書は3ページから14ページ、委員会資料は4ページから14ページでございます。委員会資料により説明いたします。

本年5月の元号改正を控え、市で定めている届出書などの様式については、汎用性を確保するため元号を削除することとなっております。奨学金の支給にかかわりましては、委員会資料5ページの奨学生願書から14ページの奨学金停止(減額)通知書までの全ての様式において、平成の元号を削除する改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日からとしております。

以上でございます。」

社会教育部次長 (塩浜浩二) 「次に、議案第3号から第14号までの施設の管理規則の一部を改正する規則につきまして、関連がありますので私から一括説明をいたします。議案書では15ページから58ページ、資料では4ページ及び15ページから36ページになります。資料の4ページをお開きください。一覧表でご説明いたします。

まず、表中、元号削除の列をごらんください。改元に伴い、施設の利用申請書などの日付記載欄から平成の文字を削除するため、所要の規則改正を行うものです。改正する規則は、議案第8号の北見市立

図書館管理規則と議案第 10 号の北見市留辺薬町体育館管理規則の 2 本で、全 3 種類の様式が対象となります。それ以外の様式につきましては、もともと元号表示はしておりません。

次に、押印省略の列をごらんください。北見市届出書等の押印省略に関する規則に基づき、公共施設の利用の申し込みは押印を省略できるとしていることから、部内各施設の利用申請書などのうち、現在押印を必要としているものについてこれを省略し、統一的な扱いとするため、所要の規則改正を行うものです。改正する規則は、議案第 5 号の北見市スケートリンク管理規則、議案第 6 号の北見市武道館管理規則、議案第 7 号の北網圏北見文化センター管理規則、議案第 9 号の北見市ところ遺跡の森管理規則及び議案第 11 号の北見市留辺薬町格技場管理規則の 5 本で、全 7 種類の様式が対象です。

次に、押印追加の列をごらんください。こちらは反対に、押印が必要な減免申請書などについて、現在押印を要していないものに押印欄を追加し、統一的な取り扱いとするため、所要の規則改正を行うものです。改正する規則は、議案第 3 号の北見モイワスポーツワールド管理規則、議案第 4 号の北見市民温水プール管理規則、議案第 12 号の北見市留辺薬町八方台スキー場管理規則、議案第 13 号の北見市留辺薬町八方台森林公園管理規則及び議案第 14 号の北見市留辺薬町旭運動公園総合グラウンド管理規則の 5 本で、全 7 種類の様式が対象です。

このほか、議案第 8 号の北見市図書館管理規則では、個人利用申込書に記載の本人確認書類を見直すとともに、同申込書に電子書籍利用登録欄を追加するほか、団体利用申込書のレイアウトを変更、また多目的視聴覚室の使用申請書や許可書の附属設備使用料欄から使用料を徴収していない照明、音響欄を削除するほか、電子書籍申請書については個人利用申込書に様式を統合したため規則から削除するなど、所要の規則改正を行うものです。

最後に、議案第 12 号の北見市留辺薬町八方台スキー場管理規則では、シーズン券申請書を他のシーズン券と同様のレイアウトに変更するため、所要の規則改正を行うものです。

それぞれ改正の具体につきましては、新旧対照表のとおりですが、ここでは説明を省略させていただきます。

なお、この規則改正は平成 31 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。

私からは以上です。」

教育長 (志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第2号ないし議案第14号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、本案はいずれも原案のとおり決しました。

次に、議案第15号については、先ほど決しましたように非公開で審議することといたしますが、審議に入る前に、事務局よりその他の報告事項がございましたら発言願います。」

事務局 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「暫時休憩いたします。」

※ 議案第15号については、プライバシーに関する案件のため
非公開で審議

教育長 (志賀亮司) 「以上で、本日付議された案件は全て議了いたしました。
これにて、平成31年第3回定例北見市教育委員会を閉会いたします。」